

発議第 3 号

核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び2項の規定により提出
致します。

平成29年9月13日提出

三宅町議会議長 植村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 池田 年夫 

賛同者 森内 哲也 

賛同者 松田 晴光 

松本 健 

核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書

国連は本年7月、122国の圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約を採択した。

日本は唯一の被爆国でありながらこの会議に不参加。アメリカの核の傘のもとに、本条約への不参加を表明した。

大量破壊兵器である生物・科学兵器については、国連でその使用を「非難」する決議が1966年採択され、それに基づく条約がつくられ、廃絶されてきた。細菌兵器（生物兵器）および毒物兵器の開発、生産および貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（生物兵器禁止条約）は1975年に、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）は1997年にそれぞれ発効している。

この先、国際社会が最も残虐な大量破壊兵器である核兵器を禁止、廃絶する方向に向かうのは当然であり、その中で核非保有国が、今回の核兵器禁止条約を採択することは自然な流れである。

こうした中、核保有国は核廃絶に対して異なったアプローチを見せている。米英口仏中の核保有5ヶ国は昨年9月、共同声明を発表し、段階的（ステップ・バイ・ステップ）アプローチが「核兵器のない世界を達成する唯一の現実的なやり方」と主張して、核兵器禁止条約の動きに反対してきた。先の国連決議にも米英口仏は反対し、中国は棄権した。同様に、「核の傘」に依存する核保有国の同盟国も、反対、もしくは不参加、の意思を示している。

しかしながら、核兵器保有国等が不参加であったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は違法なものとして「悪の烙印」が押されることとなり、核兵器保有国もまた軌道修正を余儀なくされることは十分に考えられる。

このような世界情勢の中で、唯一の被爆国として日本の取るべき道は、今回の核兵器禁止条約の締結に踏み出すことである。

よって、政府に核兵器禁止条約締結を早期に求めるとともに、合わせて核保有国をはじめ国際社会への核兵器廃絶に向けた積極的な働きかけを強めるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月13日

奈良県三宅町議会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
外務大臣	河野	太郎	殿